

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下、「規則」という）及び
新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく
産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準に対する計画書

1. 共通基準（下線は規則に基づく基準）

維持管理基準	維持管理計画
<p>(1)囲い等</p> <p>ア 中間処理施設に係る敷地の周囲の囲いは、みだりに人が立入るのを防止することができるようにしておくこと。</p> <p>イ 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること。</p> <p>ウ 出入口は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠すること。</p>	<p>ア 囲い（メッシュフェンス）を設け、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにする。</p> <p>イ 囲いが破損した場合は、直ちに補修する。</p> <p>ウ 出入口は、日中の有人作業終了後は、閉鎖し施錠する。</p>
<p>(2)表示等</p> <p>ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。</p>	<p>ア 立札等は、常に見やすい状態にするとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換える。</p> <p>イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修する。</p>
<p>(3)処理能力に見合った処理</p> <p>ア <u>受入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</u></p> <p>イ <u>施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</u></p>	<p>ア 搬入車両から廃棄物を受入れる前に、処理可能なものかどうかや形状を目視により確認する。また、産業廃棄物の計量は全車両ともトラックスケールで行う。</p> <p>イ 中和施設、脱水施設、焼却施設（乾燥・炭化施設）、造粒固化施設（以下「リサイクルプラント」という。）の処理能力に応じた投入量を厳守する。</p>
<p>(4)異常事態の対応</p> <p><u>産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>事故時は直ちにリサイクルプラントの運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講ずる。</p>

維持管理基準	維持管理計画
<p>(5)定期的な点検、機能検査</p> <p>ア <u>施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</u></p> <p>イ 施設の機能検査及び保守点検は、原則として月1回以上行うこと。</p> <p>ウ 中間処理後の産業廃棄物の性状を定期的に検査し、施設の正常な機能が維持されるように運転管理を行うこと。</p>	<p>ア 「維持管理マニュアル」に則って施設の点検及び機能検査を行う。</p> <p>イ リサイクルプラントについては、月1回実施する。</p> <p>ウ 中間処理後の産業廃棄物のみならず、製品についても、必要に応じて分析試験機関に委託して試験検査を行う。</p>
<p>(6)飛散、流出及び悪臭の防止</p> <p>ア <u>産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</u></p> <p>イ 産業廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散を防止するために、産業廃棄物の受入設備、貯留設備、保管設備、流出防止堤等の設備を定期的に点検し、保守管理を行うこと。</p>	<p>ア 廃酸及び廃アルカリは、鉄骨造上屋構造である乾燥・炭化施設棟内のプラスチック製タンクに保管すること、汚泥（有機系）及び動植物性残さは、同棟内のコンクリート製ピットに保管すること、それらの脱水処理物や脱水ケーキは同棟内のコンクリート製ピット及び鋼板製ホッパに保管すること、脱水処理物の乾燥処理物は同棟内の鋼板製ホッパに保管することで飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止する。汚泥（無機系）及び鉱さいは、鉄骨造上屋構造である造粒固化施設棟内のコンクリート製ピットに保管することで、飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止する。</p> <p>イ 廃棄物及びその処理物の飛散、流出及び悪臭の防止のため、タンク等は定期的に点検し、保守管理を行う。</p>
<p>(7)害虫等の発生防止</p> <p>ア <u>蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</u></p> <p>イ 必要に応じ、殺虫剤等の散布を行うこと。</p>	<p>ア 構内を清潔にし、蚊、はえ等の発生を防止する。</p> <p>イ 万が一、蚊、はえ等の害虫等が発生した場合、殺虫剤の散布を行う。</p>

維持管理基準	維持管理計画
<p>(8)騒音及び振動の防止</p> <p>ア <u>著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</u></p> <p>イ 騒音及び振動が発生する機器類の駆動部、回転部、軸受部及び基礎ボルト等については、定期的に保守点検すること。</p> <p>ウ 防音及び防振設備等の機能を定期的に保守点検すること。</p>	<p>ア リサイクルプラントが、著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないように操業及び維持管理する。</p> <p>イ 「維持管理マニュアル」に則って保守点検を行う。</p> <p>ウ 「維持管理マニュアル」に則って保守点検を行う。</p>
<p>(9)粉じんの発生防止</p> <p>ア 施設の運転及び車両、重機等の運行における粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないように散水等必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 集じん機等の機能検査を定期的に行うこと。</p>	<p>ア 運搬車両等の運行及び作業により、粉じんの発生が生活環境に影響を及ぼすおそれのあるときは、散水等の措置を講ずる。</p> <p>イ 「維持管理マニュアル」に則って機能検査を行う。</p>
<p>(10)放流水の検査</p> <p>ア <u>施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</u></p> <p>イ 放流水の水質が、構造に関する基準別表－1に掲げる項目及び水質に適合するように維持管理するとともに、原則として月1回以上の水質検査を行うこと。</p>	<p>ア リサイクルプラントからの公共用水域への放流は無いため、このことによる生活環境保全上の支障は生じない。また、主に中和施設、脱水施設（乾燥・炭化施設の機器冷却水を転用した洗車排水を含む。）、乾燥・炭化施設棟の脱臭施設、造粒固化施設棟より発生する排水を排水処理施設（除害施設）で処理した後の処理水は、公共下水道へ排除するため、その水質について下水道法及び阿賀野市下水道条例（以下「下水道法等」という。）で定める基準を遵守するとともに、定期的に処理水の水質検査を行う。</p> <p>イ リサイクルプラントからの公共用水域への放流は無いが、排水処理施設（除害施設）の処理水の水質が下水道法等で定める基準に適合するように維持管理するとともに、下水道法等で定められた頻度で水質検査を行う。</p>

維持管理基準	維持管理計画
(1 1)雨水等の流入防止 施設内に外部から雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。	開渠を敷設し、施設内に外部から雨水が流入しないようになるとともに施設内の雨水等が施設外に直接流出しないこととし、その末端に設置する分離槽を定期的に点検する。
(1 2)排ガスの管理 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないように管理すること。	乾燥・炭化施設の排ガス処理設備の定期的な点検及び保守管理を実施し、法律に則って定期的に煙突排ガスの検査を行うことにより、生活環境保全上の支障が生じないように管理する。
(1 3)搬入時の産業廃棄物の確認 ア 搬入車両から産業廃棄物を受入れる前に、監視ゲート等により、搬入産業廃棄物が中間処理できる品目であるか確認すること。また、必要に応じ産業廃棄物の試験検査により性状を確認すること。 イ 中間処理できる品目以外の産業廃棄物の混入した産業廃棄物が搬入されないよう排出事業者、収集・運搬業者との連絡をとる等の管理体制を確立しておくこと。 ウ 万一、受入れた産業廃棄物中に中間処理できる品目以外の産業廃棄物が認められた場合は、それを返却すること。 エ 産業廃棄物処理業者については、排出事業者の不明な産業廃棄物は受入れないこと。	ア リサイクルプラントについては、ピット（廃酸及び廃アルカリはタンク）投入時に目視確認する。なお、受入物については、受入段階の前で排出系統図や分析証明書等の提示により、当該廃棄物の性状を把握し、また、必要に応じて、サンプル等を入手し、分析することにより、中間処理できる品目であるか確認する。 イ 中間処理できる品目以外の産業廃棄物の混入した廃棄物が搬入されないよう排出事業者、収集・運搬業者との連絡をとる等の管理体制を確立しておく。 ウ 万一、受入れた廃棄物中に中間処理できる品目以外の産業廃棄物が認められた場合は、それを返却する。 エ 排出事業者の不明な廃棄物は受入れない。
(1 4)中間処理後の産業廃棄物の確認 中間処理後の産業廃棄物の性状については、原則として月1回以上の試験検査により確認を行うこと。	中間処理後の炭化物については、必要に応じて、また改良土については年2回有害物質について分析試験機関に委託して試験検査を行う。なお、改良土は土壤汚染に係る環境基準を満たすものとし、万が一満たさないものについては、廃棄物として処分を委託する。

維持管理基準	維持管理計画
(15)防火 ア 構内での野外焼却は行わないこと。 イ 消火器その他の消防設備については、常に整備点検し、操作方法等の訓練を行うこと。 ウ 可燃性産業廃棄物を取扱う場合には、火気取扱責任者を置き、終業後の火気の点検、確認等の管理監督を行うこと。	ア 構内での野外焼却は行わない。 イ 消火器及び消防設備の点検は、消防法に基づき実施し、操作方法等の訓練を行う。 ウ 火気取扱責任者を置き、終業後の火気の点検、確認等の管理監督を行う。
(16)管理事務所 事務所内には、許可証（写）を見やすい所に掲示しておくとともに、届出書（写）、帳簿又は伝票等を備えておくこと。	管理事務所には、許可書（写）を見やすい所に掲示するとともに、届出書（写）、帳簿又は伝票等を備えておく。
(17)管理体制 ア 産業廃棄物の中間処理に関する業務を適切に行うため、産業廃棄物処理管理者を選任し（産業廃棄物処理施設の技術管理者を置く場合を除く。）、管理体制を整備すること。 イ 施設の適切な維持管理を行うに当たって、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、作業者に対して十分な教育を行うこと。	ア 産業廃棄物の中間処理に関する業務を行うため、技術管理者を置く。 イ 施設の適切な維持管理を行うに当たり、メーカーと十分な協議を行なって策定したマニュアル（「維持管理マニュアル」）を基に作業者に対して十分な教育を実施する。
(18)記録及び保存 <u>維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</u>	「維持管理マニュアル」に則った維持管理に関する点検、検査等の記録（「点検簿等の様式」参照）を作成し、3年間保存する。
(19)事故時の補償 事故時においては、補償が十分にできるものであること。	事故時における補償については、現在加入している保険に必要があれば変更契約をするなどの対応によって、責任をもって対応する。

2. 個別基準（下線は規則に基づく基準）

維持管理基準	維持管理計画
<p>(1) ~ (3)</p> <p>(4) 汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設</p> <p>ア <u>ピット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。</u></p> <p>イ <u>燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式により産業廃棄物を焼却する焼却施設及び1時間当たりの焼却能力が2トン未満の焼却施設にあっては、この限りでない。</u></p> <p>ウ <u>燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと。</u></p> <p>エ <u>焼却灰の熱しやすく減量が10%以下になるように焼却すること。</u></p> <p>オ <u>運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</u></p> <p>カ <u>運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。</u></p> <p>キ <u>燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</u></p> <p>ク <u>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</u></p>	<p>該当無し。</p> <p>ア <u>ピット・クレーン方式によって炭化炉に乾燥処理物を投入しないため、該当無し。</u></p> <p>イ <u>炭化炉への乾燥処理物の投入は、乾燥汚泥供給装置(供給部スクリューコンベア)を用いて、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行う。</u></p> <p>ウ <u>二次燃焼炉中の燃焼ガス温度を800℃に保って運転を行う。</u></p> <p>エ <u>炭化施設は、乾燥処理物の炭化処理による炭化物生産という位置づけであり、処理後の炭化物は焼却処理に伴う焼却灰ではないため、該当無し。</u></p> <p>オ <u>運転を開始する際は、助燃装置を作動させ、炉温を速やかに上昇する。</u></p> <p>カ <u>運転を停止する際は、助燃装置を作動させ、炉温を高温に保ち、乾燥処理物を炭化し尽くす。</u></p> <p>キ <u>二次燃焼炉出口ガス温度を連続的に測定し、かつ、記録する。</u></p> <p>ク <u>バグフィルタに流入する燃焼ガスの温度は、熱交換と空気希釈により、おおむね200℃に冷却する。</u></p>

維持管理基準	維持管理計画
<p>ケ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（クのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>ケ バグフィルタ入口ガス温度を連続的に測定し、かつ、記録する。</p>
<p>コ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>コ 热交換器にたい積したばいじんは定期的に除去する。また、バグフィルタにたい積したばいじんは下部のロータリーバルブの稼動により、自動的に除去される。</p>
<p>サ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように産業廃棄物を焼却すること。</p>	<p>サ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 ppm 以下となるように注意して温度管理等を行いながら乾燥処理物を炭化する。</p>
<p>シ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>シ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度は連続的に測定し、かつ、記録する。</p>
<p>ス 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を規則別表第2（規則第4条の5第1項第2号ワ関係）に定める濃度以下となるように産業廃棄物を焼却すること。</p>	<p>ス 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を 1 ng-TEQ/Nm³ 以下となるように注意して温度管理等を行いながら乾燥処理物を炭化する。</p>
<p>セ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>セ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度は年1回、ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）は年2回測定し、かつ、記録する。</p>
<p>ソ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>ソ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように注意して運転管理をする。</p>
<p>タ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、規則第4条第1項第7号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>タ ばいじんを炭化物と分離して排出し、貯留する。</p>
<p>チ ばいじん又は焼却灰の溶融加工を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p>	<p>チ ばいじん又は焼却灰の溶融加工を行わないため、該当無し。</p>

維持管理基準	維持管理計画
<p>ツ <u>ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</u></p> <p>テ <u>火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。</u></p> <p>ト <u>廃油の焼却施設にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>ツ <u>ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行わないため、該当無し。</u></p> <p>テ 炭化物等の可燃物に対して、消火器その他の消防設備を備える。</p> <p>ト 廃油の焼却を行わないため、該当無し。</p>
(5)～(12)	該当無し。

3. 前記個別基準に記載されていない規則に基づく個別基準

本計画では、汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物（以下、「PCB等」という）は取り扱わないので、PCB等の焼却施設の維持管理に関する基準についての記載は省略した。

維持管理基準	維持管理計画
煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	煙突から排出される排ガスは水により洗浄し、又は冷却しないため、該当無し。
ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ばいじん又は焼却灰の焼成を行わないため、該当無し。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下、「規則」という）
に基づく産業廃棄物の保管に関する基準に対する計画書

保 管 基 準	保 管 計 画
(1) 周囲に囲いが設けられていること (保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)	廃酸及び廃アルカリは、鉄骨造上屋構造である乾燥・炭化施設棟内のタンクで保管する。汚泥(有機系)及び動植物性残さは、同棟内のピットで保管する。また、その脱水処理物や脱水ケーキは、同棟内のピット及びホッパで保管する。さらにその乾燥処理物については、同棟内のホッパにて保管する。汚泥(無機系)及び鉱さいは、鉄骨造上屋構造である造粒固化施設棟内のピットで保管する。 産業廃棄物の荷重が直接かかる箇所は、タンクはプラスチック製、ピットはコンクリート製とし、ホッパは鋼板製とする。
(2) 見えやすい箇所に産業廃棄物の保管場所である旨その他保管に関し必要な事項を表示した掲示板を掲げること	見えやすい箇所に産業廃棄物の保管場所である旨その他保管に関し必要な事項を表示した掲示板を掲げる（「添付書類13. 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画書類内の施設に掲げる立札等及び保管場所に掲げる掲示板の計画図」参照）。
(3) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝、その他の設備を設置するとともに、床面を不浸透性の材料で覆うこと	保管に伴い汚水が生ずるおそれがあることから、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、タンクはプラスチック製とし、これが設置される場所の床面はコンクリート構造とし、約 5.3 m ³ の流出防止堤を設ける。また各ピットは床面及び壁面をコンクリート構造とする。さらにホッパは鋼板製とし、それが築造される場所の床面はコンクリート構造とする。
(4) 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること	産業廃棄物は屋外に保管しないため、該当しない。

保 管 基 準	保 管 計 画
(5)ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう各ピット及び各ホッパの定期点検及び清掃を行う。
(6)保管する産業廃棄物の数量が当該施設の処理能力の14日分を超えないこと (産業廃棄物の再生を行う場合 木くず、コンクリートがら：28日分、 アスファルトがら : 70日分)	保管する産業廃棄物の数量は当該施設の処理能力の14日分を超えない（「保管量計算書」参照）。

保管量計算書

保管場所名	保管対象物	処理量 (kg/時)	処理量 (t/日)	見掛け比重 (t/m ³)	処理量 (m ³ /日)	保管容量 (m ³)	保管方法	保管期間 (日)
廃棄物の保管場所（中和施設）								
廃酸タンク	廃酸	1,000 (注1)	8.0	1.00	8.00	5	プラスチック製タンク内保管	0.6
廃アルカリタンク	廃アルカリ	1,000 (注1)	8.0	1.00	8.00	5	プラスチック製タンク内保管	0.6
(保管期間合計) (1.3)								
廃棄物の保管場所（脱水施設）								
廃液・排水汚泥貯留・均一ビット	汚泥・動植物性残さ (有機系で液状・泥状)	5,800	81.2	1.00	81.20	280	コンクリート槽内保管	3.4
排水路汚泥貯留ビット	汚泥・動植物性残さ (有機系で液状・泥状)	5,800	81.2	1.00	81.20	140	コンクリート槽内保管	1.7
(保管期間合計) (5.2)								
廃棄物の保管場所（乾燥・炭化施設）								
脱水ケーキピット	汚泥・動植物性残さ (有機系でケーキ状)	2,083	50.0	0.80 (注3)	62.49	240	コンクリート槽内保管	3.8
脱水汚泥ホッパ	汚泥・動植物性残さ (有機系でケーキ状)	2,083	50.0	0.80 (注3)	62.49	12.8	鋼製ホッパ内保管	0.2
乾燥汚泥ホッパ	汚泥・動植物性残さの乾燥物	490 (注2)	11.8	0.50 (注3)	23.52	3	鋼製ホッパ内保管	0.1
(保管期間合計) (4.2)								
廃棄物の保管場所（造粒固化施設）								
受入ピット	汚泥(無機系)・鉱さい	55,000	440	1.10 (注4)	400.00	194	コンクリート槽内保管	0.5
均一ピット	汚泥(無機系)・鉱さい	55,000	440	1.10 (注4)	400.00	200	コンクリート槽内保管	0.5
(保管期間合計) (1.0)								

注1：廃酸と廃アルカリを等量混合して中和処理を行うため、それぞれの処理能力は全体の処理能力の半分ずつとした。

注2：乾燥汚泥の炭化処理に係るメーカー設定値

注3：メーカー設定値

注4：鉱さいの取扱は少ないので、全量汚泥(無機系)と仮定した。